

## 苫小牧市ヤングケアラー支援条例(素案)

### 目的

第1条 この条例は、ヤングケアラー及びその家族（以下「ヤングケアラー等」という。）の支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに保護者、市民等、関係機関及び学校の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、ヤングケアラー等の支援に関する施策を総合的に推進し、もって児童の権利に関する条約に基づく子どもの権利<sup>※1</sup>が確保されるとともに、ヤングケアラー等に気付き、見守り、及び孤立させない<sup>※2</sup>社会の実現に寄与することを目的とする。

※1 児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）に基づく子どもの権利（第3条「児童の最善の利益」、第6条「生きる権利・育つ権利」、第12条「意見表明権」、第13条「表現の自由」、第24条「健康・医療への権利」、第26条「社会保障を受ける権利」、第28条「教育を受ける権利」）等

※2 骨子のコンセプトを条文に盛り込む。

### 定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ヤングケアラー 高齢、障害<sup>※3</sup>、疾病その他の理由により援助を必要とする家族その他の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話、家事その他の援助を提供する18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人等ヤングケアラーを現に監護する者をいう。
- (3) 市民等 市内に住所又は居所を有する者、市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内に在学する者及び市内で活動を行う団体<sup>※4</sup>をいう。
- (4) 関係機関 介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童福祉等に関する業務を行い、その業務を通じてヤングケアラーに関わり、又は関わる可能性がある機関をいう。
- (5) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校<sup>※5</sup>、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校をいう。

※3 本市の他条例の文言と合わせ漢字表記とした。

※4 自治会や町内会老人クラブなど住民等により運営されている地域組織及びNPO団体等

※5 植苗小中学校

### 基本理念

第3条 ヤングケアラー等の支援は、全てのヤングケアラー等の主体性を尊重した上で、健康で文化的な生活を営むことができるよう行われなければならない。

- 2 ヤングケアラー等の支援は、家族その他の身近な人への世話その他の援助を優先させることによりその後の人生にも影響が残り続けるおそれがあることに鑑み、子どもの最善の利益が尊重され、<sup>※6</sup>適切な教育の機会が確保され、かつ、心身の健やかな成長及び自立が図られるよう行われなければならない。
- 3 ヤングケアラー等の支援は、家族や身近な人との助け合いを尊重し、ヤングケアラー等の意向を踏まえつつ適切に行われるとともに、孤立することのないよう、多職種での連携及び協力の下、その家族の支援と一体的に行われ、かつ、地域全体で支え合うよう行われなければならない。

※6 子どもの権利条約第3条第1項では「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、…児童の最善の利益が主として考慮される」と規定されており、周囲の者の行動基準として用いられている。基本理念においても、ヤングケアラーへの支援が行われる際の姿勢を示していることから、第1条の確保されるべき「権利」とは使い分け、「子どもの最善の利益が尊重され」とした。

## 市の責務

第4条 市は、基本理念にのっとり、ヤングケアラー等の支援に関する施策を総合的に策定し※7、及び実施しなければならない。

2 市は、ヤングケアラー等の支援を推進するため、市民等と多職種※8との間で連携を図らなければならない。

3 市は、ヤングケアラーに早めに気付くことができるように努めるとともに、ヤングケアラーに関する情報を集約し、関係機関等との連絡調整を通じて、ヤングケアラーの実態を把握し、必要に応じて支援を行わなければならない。

※7 市は、本条例の制定主体として、ヤングケアラー等の支援に関する施策について、北海道ケアラー支援条例及び北海道ケアラー支援推進計画を踏まえつつ、本市における地域資源等の実情に応じて総合的に策定し、実施する責務を有している。

※8 ヤングケアラーを含む家族が抱える課題が複雑、複合化しやすいことから、市、関係機関及び団体等が連携して支援することの重要性を「多職種」と表現することで強調した。

## 保護者の役割 ※9

第5条 保護者は、基本理念にのっとり、ヤングケアラーについての理解を深め、子どもの最善の利益を考慮※10し、当該年齢及び発達段階に応じた養育に努める※11ものとする。

2 保護者は、市、関係機関及び学校に対して、家庭が抱える困難に応じた助言、情報の提供その他の必要な支援を求めることができる。

※9 部会での議論を踏まえ、保護者に過度な役割を課すことのない表現とした。

※10 子どもの権利条約第3条第1項

※11 子どもの権利条約第18条第1項において、「児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する」とあり、さらに第2項において、「国は適当な援助を与える」とある。

## 市民等の役割 ※12

第6条 市民等は、基本理念にのっとり、ヤングケアラーの置かれている状況及びヤングケアラー等の支援の必要性について理解と関心を深めるよう努めるとともに、ヤングケアラー等に配慮した地域づくりに努めるものとする。

2 市民等は、ヤングケアラー等が孤立することのないように充分配慮するとともに、市が実施するヤングケアラー等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

※12 学校に通えていない、又は福祉サービス事業者等とのつながりが少ないなど、家族以外との接触のないヤングケアラーは、特に表面化しづらいと考えられる。そのため、民生委員・児童委員、地域に暮らす市民やボランティア、子ども食堂、学習支援等の地域や民間の目で気付き、把握することも重要となる。

## 関係機関の役割

第7条 関係機関は、基本理念にのっとり、市が実施するヤングケアラー等の支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 関係機関は、業務を通じて日常的にヤングケアラー等に関わる可能性がある立場にあることを認識し、ヤングケアラーに早めに気付くことができるように努めるとともに、関わりのある者がヤングケアラーであると認められるときは、その意思を尊重しつつ、健康状態及び生活環境を確認し、支援の必要性の把握に努める※13ものとする。

- 3 関係機関は、ヤングケアラーと同居する家族に対して福祉サービス等を提供する場合において、家族への世話その他の援助に係るヤングケアラーの負担等<sup>※14</sup>に十分配慮するよう努めるものとする。
- 4 関係機関は、支援を必要とするヤングケアラーに対し、情報の提供、適切な支援を行う他の関係機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

※13 福祉サービスを提供する事業者は、被介護者等の居宅を訪問するなどし、すでに信頼関係ができていた専門職であることから、家庭の状況をよく把握している場合が多いと考えられる。

※14 家族介護において、子どもを「介護力」とすることなく、居宅サービス等の利用について十分配慮するなど、ヤングケアラーがケアする場合のその家族へのアセスメントを行った上で適切な福祉サービス等の運用に留意することとされている。

(ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告より)

## 学校の役割 <sup>※15</sup>

第8条 学校は、前条に規定するもののほか、ヤングケアラーが学校生活等に影響する可能性があることを常に認識し、ヤングケアラーに早めに気付くことができるように努めるとともに、当該ヤングケアラーの教育の機会の確保に係る状況を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

- 2 学校は、前条第4項に規定するもののほか、支援を必要とするヤングケアラーからの教育又は福祉に関する相談に応じるよう努めるものとする。

※15 学校は、日々の授業や生活指導等を通じて児童生徒と接する時間が長く、日々の変化に気付きやすいことから、ヤングケアラーにいち早く気付くことができる関係機関の一つである。教職員が日ごろからの子どもの観察などの機会において、ヤングケアラーの特性を踏まえて接することで子どもの状況に気付き、関係機関で情報共有することで状況の把握につながることを期待される。

## ヤングケアラーの支援

第9条 市は、全てのヤングケアラー等が自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができるようにするため、次に掲げる施策を講じるものとする。

- (1) ヤングケアラーにいち早く気付き、必要な支援につなげるための指針の策定<sup>※16</sup>に関すること。
- (2) 早めの気付き、相談及び支援に係る体制の整備並びにその周知<sup>※17</sup>に関すること。
- (3) ヤングケアラー等の支援を担う人材を育成するために必要な研修の実施及び情報の提供に関すること。
- (4) 交流の場の提供その他ヤングケアラーが互いに支え合う活動の促進<sup>※18</sup>に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ヤングケアラー等の支援のために必要な事項に関すること。

※16 ヤングケアラーの支援に関する指針（ガイドライン）を策定し、関係機関及び学校の共通理解を図ることで、ヤングケアラーの視点に立った見守りや、世帯の状況に応じた適切な方法・内容により支援が行われるよう取り組む。

※17 ヤングケアラーに早めに気付き、相談に応じ、必要に応じて適切に支援を行うことができる体制を整備するとともに、児童を含む市民に対して相談窓口等の周知を行う。

※18 似たような境遇にある者同士が交流し、悩みを相談できる場を提供する団体等の支援等により、ヤングケアラーの孤立解消につながる活動の促進を図る。

## 広報及び啓発 <sup>※19</sup>

第10条 市は、ヤングケアラーが置かれている状況についての理解及びヤングケアラー等の支援に関する知識が深まり、社会全体としてヤングケアラー等の支援が推進されるよう、保護者、市民等、関係機関及び学校に対し、広報活動、啓発活動その他必要な施策を講じるものとする。

2 市は、ヤングケアラーにその自覚がない場合やヤングケアラーであることを秘匿しようとする場合により、<sup>※20</sup>ヤングケアラー等の存在が表面化しづらい傾向にあることに鑑み、ヤングケアラーに気付くことができるよう、学校、職域、地域その他の様々な場を通じて広報活動その他の普及啓発を行うものとする。

※19 家族のケアやお手伝いをする事自体は本来素晴らしい行為であるが、過度な負担により学業などに支障が生じたり、子どもらしい生活が送れなかったりすることが課題となる。一方で、「ヤングケアラー＝悪いこと」や、家族介護が単に望ましくなく一律に解消されるべき問題であるといった印象を与えないように留意する必要がある。

※20 ヤングケアラーがなぜ表面化しづらいのかを明文化した。(他自治体ではみられない。)

#### 人材の確保等 <sup>※21</sup>

第11条 市は、ヤングケアラー等の支援の職務に携わる者の人材の確保に努めるとともに、市、関係機関及び学校の職員の資質の向上を図るための研修等を行うことにより、人材の育成に努めるものとする。

※21 子どもに関わる機関で構成する要保護児童対策地域協議会の実務者会議等において、ヤングケアラーに気付くための着眼点や対応上の配慮事項等、ヤングケアラーについて学ぶ研修等を積極的に実施することで人材の育成に努める。

#### 実態の把握 <sup>※22</sup>

第12条 市は、ヤングケアラー等に対する有効な支援につなげるため、ヤングケアラーにいち早く気付き、関係機関と連携して実態の把握に努めるものとする。

※22 ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることなどにより表面化しにくい構造であることから、要保護児童対策地域協議会が中心となりヤングケアラーの実態把握を行うとともに、情報の集約を行うことで、必要な支援や見守りにつなげる。

#### 体制の整備 <sup>※23</sup>

第13条 市は、ヤングケアラー等、市民等、関係機関及び学校からのヤングケアラーに関する相談に応じ、必要な支援につなげるための連携体制を整備するよう努めるものとする。

※23 市及び子どもと直に接する「学校」、子ども及び家族と接する機会がある「サービス事業者」、「地域」等との相互連携が重要である。個々のケースに応じて要保護児童対策地域協議会におけるケース会議や情報共有を行うなどして適切な支援に繋がる体制を構築するよう努める。

#### 財政上の措置 <sup>※24</sup>

第14条 市は、ヤングケアラー等の支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じなければならない。

※24 市は、ヤングケアラーの支援に関する基本的施策を実施するために必要な財源の確保、予算措置等に努める。

#### 委任

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。